

龍ヶ崎地方衛生組合財務規則及び龍ヶ崎地方衛生組合契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 笥 信太郎

龍ヶ崎地方衛生組合規則第4号

龍ヶ崎地方衛生組合財務規則及び龍ヶ崎地方衛生組合契約規則の一部を改正する規則
(龍ヶ崎地方衛生組合財務規則の一部改正)

第1条 龍ヶ崎地方衛生組合財務規則(昭和55年龍ヶ崎地方衛生組合規則第2号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>(趣旨)</u> <u>第1条</u> この規則は、<u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の6</u>の規定に基づき、法令、<u>条例又は他の規則等に特別の定めのあるものを除くほか</u>、財務に関し必要な事項<u>を定めるものとする。</u> <u>(準用規定)</u> <u>第2条</u> 組合の財務に関しては、<u>龍ヶ崎市財務規則(平成15年龍ヶ崎市規則第19号。以下「市財務規則」という。)</u>の例による。 <u>(専決等)</u> <u>第3条</u> 財務に関する事務については、前条の規定により準用する市財務規則第4条の規定にかかわらず、<u>龍ヶ崎地方衛生組合事務決裁規程(平成17年龍ヶ崎地方衛生組合訓令第1号)</u>の規定に従い、<u>専決又は合議を行うものとする。</u> <u>(出納員等)</u> <u>第4条</u> <u>出納員その他の会計職員の種別、設置箇所及び委任事務は、第</u>	この規則は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の2</u>の規定に基づき、法令、<u>条例及び他の規則等に特別の定めのあるものの外</u>、財務に関し必要な事項は<u>龍ヶ崎市財務規則(昭和62年龍ヶ崎市規則第3号)の例による。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。</u>

2条の規定により準用する市財務規則第5条の規定にかかわらず、龍ヶ崎地方衛生組合会計管理者の権限に属する事務の委任（平成19年龍ヶ崎地方衛生組合告示第2号）に定めるところによる。

（指定金融機関等）

第5条 指定金融機関等の名称、所在地及び事務の範囲は、第2条の規定により準用する市財務規則第119条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。この場合において、当該指定金融機関等に対しては、同規則第121条の規定は、適用しない。

<u>指定金融機関 の名称</u>	<u>取扱店舗の名 称</u>	<u>取扱店舗の所 在地</u>	<u>事務の範囲</u>
株式会社常陽 銀行	竜崎支店	茨城県龍ヶ崎 市4209番 地	公金の収納及 び支払

（行政財産の目的外使用）

第6条 第2条の規定により準用する市財務規則第179条第1項の規定に基づく行政財産の使用の申請、許可及び使用料その他については、同条第2項の規定にかかわらず、龍ヶ崎地方衛生組合行政財産使用料徴収条例（平成18年龍ヶ崎地方衛生組合条例第6号）及び龍ヶ崎地方衛生組合行政財産使用料徴収条例施行規則（平成18年龍ヶ崎地方衛生組合規則第7号）に定めるところによる。

（普通財産の貸付料等）

第7条 普通財産の貸付料については、第2条の規定により準用する市財務規則第184条第1項の規定にかかわらず、龍ヶ崎地方衛生組合行政財産使用料徴収条例第2条の規定を準用する。

2 普通財産の貸付料等の減免及びその手続については、第2条の規定により準用する市財務規則第185条の規定にかかわらず、龍ヶ崎地方衛生組合行政財産使用料徴収条例第5条及び龍ヶ崎地方衛生

組合行政財産使用料徴収条例施行規則第5条の規定を準用する。
(帳票等の様式)

第8条 第2条の規定により準用する市財務規則に規定する帳票等のうち、組合の財務会計システムで作成するものにあつては、同規則第258条の規定にかかわらず、当該財務会計システムの帳票を使用することができる。

(龍ヶ崎地方衛生組合契約規則の一部改正)

第2条 龍ヶ崎地方衛生組合契約規則(平成8年龍ヶ崎地方衛生組合規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、 <u>地方自治施行令(昭和22年政令第16号)第173条の6</u> の規定に基づき法令、条例 <u>又は</u> 他の規則に特別の定めのあるものを除くほか、契約事務に関し必要な事項を定めるものとする。 (専決) 第2条 契約事務については、別に定める龍ヶ崎地方衛生組合事務決裁規程(<u>平成17年龍ヶ崎地方衛生組合訓令第1号</u>)の規定に従い、これを処理するものとする。 (準用規定) 第3条 <u>前条に定めるもののほか、契約事務</u> に関しては、龍ヶ崎市契約規則(平成4年龍ヶ崎市規則第6号)の例による。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「管理者」と、「龍ヶ崎市契約審査会」とあるのは「龍ヶ崎地方衛生組合契約審査会」と、「龍ヶ崎市公告式条例(昭和29年龍ヶ崎市条例第7号)」とあるのは「龍ヶ崎地方衛生組合公告式条例(昭和39年龍ヶ崎地方衛生組合条例第2号)」と、「 <u>市を被保険者とする</u> 」とあるのは「 <u>龍ヶ崎地方衛生組合を被保険者</u>	(趣旨) 第1条 この規則は、 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の2</u> の規定に基づき法令、条例 <u>及び</u> 他の規則に特別の定めのあるものを除くほか、契約事務に関し必要な事項を定めるものとする。 (専決) 第2条 契約事務については、別に定める龍ヶ崎地方衛生組合事務決裁規程(<u>平成10年龍ヶ崎地方衛生組合訓令第1号</u>)の規定に従い、これを処理するものとする。 (準用規定) 第3条 <u>契約事務</u> に関しては、龍ヶ崎市契約規則(平成4年龍ヶ崎市規則第6号)の例による。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「管理者」と、「龍ヶ崎市契約審査会」とあるのは「龍ヶ崎地方衛生組合契約審査会」と、「龍ヶ崎市公告式条例(昭和29年龍ヶ崎市条例第7号)」とあるのは「龍ヶ崎地方衛生組合公告式条例(昭和39年龍ヶ崎地方衛生組合条例第2号)」と、「 <u>市</u> とあるのは「 <u>組合</u> 」と、「龍ヶ崎市事務決裁規程別表第3」とあるのは「龍ヶ崎地方衛生

とする」と、「市に寄託」とあるのは「龍ヶ崎地方衛生組合に寄託」と読み替えるものとする。

組合事務決裁規程別表第3」と、「龍ヶ崎市」とあるのは「龍ヶ崎地方衛生組合」と、「副市長 部長」とあるのは「事務局長」と、「龍ヶ崎市長」とあるのは「龍ヶ崎地方衛生組合管理者」と、「茨城県龍ヶ崎市3710番地」とあるのは「茨城県龍ヶ崎市板橋町字安台542番地1」と、「市議会」とあるのは「組合議会」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。